

スペイン特許商標庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 ES. I
国内段階移行請求書	附属書 ES. II
委 任 状	附属書 ES. III
譲渡証書	附属書 ES. IV

略語のリスト

国内官庁：	スペイン特許商標庁
SPL：	特許に関する2015年7月24日の法律No. 24/2015
SRD：	2017年3月31日の王令316/2017

指定官庁 ES	スペイン特許商標庁	概要 ES						
国内段階に入るための要件の概要								
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間 : 優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間 : 優先日から30か月							
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6) ¹ ?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める。回復請求には期間徒過の理由陳述書の添付が要求され、理由陳述書を裏付ける宣言書又はその他の証拠の添付が望ましい。							
権利回復手数料	ー 電子形式での支払 EUR 301 ー 現金での支払 EUR 501							
要求される国際出願の翻訳文の言語 ²	スペイン語							
要求される翻訳文 ²	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）							
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない							
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか ³ ？	カラー図面を認める							
国内手数料	通貨：ユーロ（EUR） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">オンライン</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">紙形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許及び実用新案出願手数料</td> <td style="text-align: center;">EUR 87.03</td> <td style="text-align: center;">102.39</td> </tr> </tbody> </table>			オンライン	紙形式	特許及び実用新案出願手数料	EUR 87.03	102.39
	オンライン	紙形式						
特許及び実用新案出願手数料	EUR 87.03	102.39						

[次頁に続く]

- 1 SPL第53条：<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=B0E-A-2015-8328>
様式：<https://www.oepm.es/es/herramientas/Formularios/formularios-de-invenciones/solicitud-internacional-PCT/restablecimiento-de-derechos/>
- 2 優先日から30か月以内に提出する。期間内に提出しない場合、国内官庁は通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。
- 3 SRD附属書：<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=B0E-A-2017-3550>

E S	スペイン特許商標庁 (続き)	E S
国内手数料の免除、減額又は払戻し	<p>スペインの公立大学及び起業家には手数料の減額が適用される。詳細情報は次のInvention Feesを参照されたい。 https://www.oepm.es/en/tasas-y-precios-publicos/tasas-de-invenciones/</p> <p>スペイン特許商標庁が国際調査機関であった場合には手数料の払戻しが適用される。詳細情報は調査報告手数料及び実体審査手数料の払戻しに関する指針を参照されたい。 調査報告手数料及び実体審査手数料の払戻しに関する指針は次を参照されたい。 https://www.oepm.es/export/sites/portal/comun/documentos_relacionados/PDF/2019_03_06_Reembolso_Tasas_IET_Resolucion.pdf</p>	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁴	<p>国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名⁵ 出願人が異なる場合には、優先権の譲渡証書^{5,6} 国際出願日後に出願人が変更された場合には、国際出願の譲渡証書 出願人がスペイン又は欧州連合の他の加盟国に居住していない場合には、代理人の選任</p>	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に備え付けのリストに氏名が掲載されている弁理士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に満たされない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

6 出願人が国内段階移行様式を使用する場合、この様式には出願人が先の出願の優先権を主張する資格に関する陳述(国内段階移行様式のBox 6(附属書E S. II)参照)が含まれているので、これに関する譲渡証書を提出する必要はない。